

# 都市の低炭素化の促進に関する法律 手数料一覧

2023年4月1日から適用

区分			規模	手数料	評価機関審査を受けた場合
低炭素建築物 新築等計画認定申請手数料  (第53条第1項)	ア. 一戸建住宅・又は 複合建築物(1戸)場合	標準計算表(既存)	戸数が1戸	40,400	7,500
		誘導仕様基準(新設)	戸数が1戸	22,000	7,500
	イ. 共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	標準計算表(既存)	戸数が2戸以上5戸以内	79,300	12,700
			戸数が6戸以上10戸以内	110,000	20,200
	イ. 共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分)住宅部分の金額に加える	標準計算表(既存)	～300㎡以内	122,000	12,700
			300㎡超～500㎡以下	201,000	32,200
	ウ. 共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	誘導仕様基準(新設)	戸数が2戸以上5戸以内	39,400	12,700
			戸数が6戸以上10戸以内	55,000	20,200
	ウ. 共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分)住宅部分の金額に加える	誘導仕様基準(新設)	～300㎡以内	54,000	12,700
			300㎡超～500㎡以下	94,000	32,200
	エ. 非住宅・複合建築物の非住宅部分	モデル建物法 以外	～300㎡以内	275,200	12,700
			300㎡超～500㎡以下	437,000	32,200
	エ. 非住宅・複合建築物の非住宅部分	モデル建物法	～300㎡以内	110,000	12,700
			300㎡超～500㎡以下	178,100	32,200
複合建築物 全体		住宅の住戸1戸	ア及びエ		
		住宅の住戸1戸以外	イ及びエ又はウ及びエ		

<b>低炭素建築物 新築等計画変 更認定申請手 数料</b>  (第55条第1項)	工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき			1,000	—
	イ. 一戸建住宅・又は 複合建築物(1戸)場 合	標準計算表(既存)	戸数が1戸	24,000	7,500
		誘導仕様基準(新 設)	戸数が1戸	14,400	7,500
	ウ. 共同住宅等の用 途に供する一の建築 物を単位として認定を 変更申請する場合 (住宅部分)	標準計算表(既存)	戸数が2戸以上5戸以内	46,000	12,700
			戸数が6戸以上10戸以内	65,500	20,200
	エ. 共同住宅等の用 途に供する一の建築 物を単位として認定を 変更申請する場合 (住宅以外部分) 住 宅部分の金額に加え	標準計算表(既存)	～300㎡以内	66,700	12,700
			300㎡超～500㎡以下	116,000	32,200
	イ. 共同住宅の用途 に供する一の建築 物を単位として認定を 変更申請する場合(住 宅部分)	誘導仕様基準(新 設)	戸数が2戸以上5戸以内	25,800	12,700
			戸数が6戸以上10戸以内	37,900	20,200
	エ. 共同住宅の用途 に供する一の建築 物を単位として認定を 変更申請する場合(住 宅以外部分) 住宅部 分の金額に加える	誘導仕様基準(新 設)	～300㎡以内	32,400	12,700
			300㎡超～500㎡以下	62,000	32,200
	オ. 非住宅・複合建築 モデル建物法 以外 物の非住宅部分	モデル建物法 以外	～300㎡以内	142,900	12,700
			300㎡超～500㎡以下	233,700	32,200
	オ. 非住宅・複合建築 モデル建物法 物の非住宅部分	モデル建物法	～300㎡以内	60,300	12,700
			300㎡超～500㎡以下	104,200	32,200
複合建築物 全体		住宅の住戸1戸	イ及びオ		
		住宅の住戸1戸以外	ウ及びオ又はエ及びオ		